

令和2年度第5期第7回東大阪市文化芸術審議会

開催日時 : 令和2年11月13日(金) 10:00~11:50

場 所 : 市役所本庁舎 18階会議室

<会議の成立確認>

○副会長

本日の進め方としましては、事務局から案件についての御説明をしていただいて、委員の皆様にご意見を伺いたいと思います。それでは次第の1番、「第3次文化政策ビジョン（パブリックコメント案）について」御説明をお願いいたします。

○事務局

<配布資料確認>

- ・ 次第
- ・ 資料1 ビジョン改定スケジュール
- ・ 資料2 東大阪市第3次文化政策ビジョン（パブリックコメント案）
- ・ 資料3 主な修正箇所一覧表
- ・ 東大阪市文化芸術審議会規則

(1) 第3次文化政策ビジョン（パブリックコメント案）について

まず、今後のスケジュールから御説明いたします。資料1ビジョン改定スケジュールを御覧ください。

本日の第7回審議会では、この後、皆様に第3次文化政策ビジョン（パブリックコメント案）について御審議いただきまして、パブリックコメントを実施するビジョ

ンとして御承認いただきたいと考えております。パブリックコメントの実施につきましては、来年1月から1か月間実施の予定ですので、本日いただいた御意見等についても反映していきたいと考えております。2月に開催を予定しております審議会ではパブリックコメントの結果報告の後、ビジョン最終の御承認をいただき、4月からは第3次文化政策ビジョンに基づいて文化政策を進めてまいりたいと考えております。スケジュールの御説明は以上です。

続いて、ビジョン（パブリックコメント案）についてです。資料2ビジョン（パブリックコメント案）と資料3主な修正箇所一覧表になりますので御覧ください。前回の審議会において、委員の皆様から頂戴しました御意見や庁内会議等の意見を踏まえ、また会長と委員にも御相談をさせていただきながら、まだブラッシュアップする余地はあろうかと思いますが、現在御配付しておりますビジョンとして整理いたしました。

資料3につきましては、左側に前回の審議会後に修正した主な内容をビジョン（パブリックコメント案）から抜粋し、まとめてあります。グレーになっている部分が一覧に今回変更をした点です。右側は参考に修正前の文章を記載しております。文章の表現や細かな部分の修正については一部省略をさせていただいております。また、前回御指摘のありました元号と西暦が入り混じっていた点に関しましては、統一をさせていただいております。

資料3に沿って御説明いたしますが、左上には資料2ビジョンの該当ページを記載しておりますので、参考に御覧ください。

1ページ目は改定にあたっての部分です。前回の審議会でも改定理由についてももう少しの御意見をいただきました。改定の目的について再度整理をし、本市の最上位計画である第3次総合計画では特に人口減少、少子高齢化を市の重要課題として捉えていることとの関係性を加筆いたしました。また、下段の四角で囲ってある部分ですが、本ビジョンの本編には新型コロナウイルス感染症についての記載はせず、最終

のⅥ章に災害と文化について本市の考えを記載することにしました。

それでは、2ページ目です。SDGsについての記載部分になりますが、前は「紐付け」としており、ネガティブな文章で使われることが多いという御意見がありましたので、今回は「関連付け」に修正をしております。

続いて、文化の範囲についてですが、前は文化の範囲を市民文化と都市文化に分け、それぞれに具体的な文化の種類を記載していましたので、前の審議では逆に分かりにくいとの御意見をいただきました。そのため文化政策として市民文化、都市文化という分類は必要であるものの、具体的な事例についてはどちらも当てはまるものもあり、表現方法によっては誤解を招く恐れもあることから、左の図のように修正をしております。

次に3ページから6ページにかけては社会動向の変化についての記載になります。法律や計画など社会動向の変化について記載をしている部分になりますが、前は法律や制度の説明をしているのみでしたが、御意見をいただき該当する本市の取組をそれぞれ記載しました。その中でも3ページの「(1) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」では、教育機関との連携が強く言われるようになったことと、4ページの「(2) 文化芸術基本法の改正」については、社会包摂の概念が強く打ち出されたこと、これらについては重要な事柄であるため追記をしております。

7ページからは、前ビジョンにおける本市の主な取組や実績になります。まず、「(2) 文化創造館の開館、文化施設の充実」について、文化創造館に関して、主に建物の説明になっているとの御意見をいただきました。そのため交流の場や創造・発信の拠点である。文化創造館が果たすべき役割について新たに記載をしております。また、人権文化部内のほかの施設についての記載が今回なかったため、こちらについても追記をいたしました。

次に8ページです。こちらは文化財関連の項目になっておりまして、主に施設の説明文について変更をしております。

続いて9ページです。修正前は、「花園中央公園エリア内施設の一体管理」のタイトルで、その内容を記載しておりましたが、他部局において伝統や文化を体験できるプログラムを実施しており、「にぎわいの創出」というタイトルに修正し、体感まち博について追記しております。

それでは10ページに移ります。「(5) 生涯学習の充実」です。「さらに」から始まる3行に関しては、委員が会長を務めておられる東大阪市文化連盟についての記載を今回させていただいております。

11ページに移る前に、資料2ビジョンの22ページを御覧ください。「4 市民意識調査の結果」では、昨年度実施をさせていただいた市民意識調査の結果を3ページにわたって記載をしております。一部簡易な修正はしておりますが、特段審議会等で御意見をいただいた項目ではなく、現時点で大きな変更はしておりません。この間当課で再確認をし、文章中にある調査結果が何に基づくものなのか詳細が必要ではないかというところがありますので、読む方が理解しやすいようにグラフなどを挿入し、文章も加筆する予定で現在考えております。こちらに関しては、本日皆様に御提示できる資料の準備がたがいまできていないため、後日改めて別の方法で御提示できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料3の11ページに戻っていただき、「基本理念2文化都市創造のために「まちの誇り」づくりに取り組みます」の変更点です。右側の修正前、下から5行目には「ひいては市民の自立を促進する（自分のことは自分です）」という記載があり、こちらは受け手によっては、また取り方によっては冷たい印象になり兼ねないことから、左側のように「まちの誇りづくりへの市民参画にもつながる」というように修正をしております。

続いて、12ページからは基本方向及び施策の柱の修正点です。市民文化の柱5つ目に当たります「誰もが文化芸術に親しみお環境づくり」については、細かな表現の変更以外に大きなインフラの整備の記載をしております。新型コロナウイルス感染

症が拡大し、デジタル配信の環境整備の必要性、またそのことにより、今までは支援される側であった人が主体となり新しい関係性や価値が生まれ可能性があることを追記しております。

次に13ページ、都市文化についての記載です。こちらは、御指摘があった部分ではありませんが、本市の第3次総合計画に合わせて少し修正をしております。内容について大幅な変更はございません。

14ページ、都市文化の柱(6)と(7)に関しては、関連する部署から意見があり、内容について少し修正をしております。

次に15ページ、「文化政策の推進のために」の図です。こちらに関しては画像が少し荒くなっているため、資料2ビジョンの42ページを参考に御覧ください。この部分に関しては、前回審議会で御意見を頂戴し、修正したものになります。修正前の図は主に行政のみの記載であり、市民をはじめとするパートナーの部分の記載がありませんでした。また、本審議会も当課及び各部局などと並列にしておりましたが、会長がおっしゃる審議会は条例やビジョンのお守り役を担っていただいているということも含め、このような図に修正しております。

次に、資料3の16ページです。こちらの体系表に関しても、資料2ビジョンパの47ページを参考に御覧ください。修正した点は、先ほど御説明しました「推進のために」の部分の簡単ではありますが追加をし、一覧で本ビジョンが分かるようにしております。

それでは資料3の最終、17ページになります。こちらは各柱における評価指標の考え方についてです。資料2ビジョンでは、33ページと37ページに分けて記載をしております。

まず、資料3の中央の表にある評価指標を御覧いただきたいのですが、修正前は当課で取りまとめを行っている施策調査票を集計し、各指標に当てはまる事業実施数というのを主な指標にしておりました。審議会後に会長からも御意見をいただきました

て、事業数とすればただただ件数を増やすというのが目標になってしまうことになり兼ねないということと、本市でも人口減少、少子高齢社会の進展により、税金をはじめとする今後市の財源の観点からも、新たに予算を増やして、事業を増やすのがいいという目標の設定は困難であると再確認をいたしました。そのため、担当課において、事業のやり方の見直しや、ただ単に事業を実施するのではなく、そこにターゲットをきちんと定めるなどの工夫をしていくことができるのではないか。この点については文化のまち推進課から各担当課に周知し、誘導できるのではないかという考え方のもと、事業数から実施の割合に変更をしました。事業の割合であれば、仮に鑑賞や発表の場は提供しているが、特にターゲットを定めていない事業があった場合、その事業がターゲットを定めて実施することができればより効果が高まるものと考えます。今後は、ただ事業を実施することでいいということだけではなく、そしてお金をできるだけかけずに効果を高めていく手法を検討していく必要があると考えております。

また、前回から変更があった指標で言えば、柱の（３）の修正前は、「文化芸術に関する情報が入手しにくいと答えた市民の割合」という市民意識調査の結果としておりましたが、文化芸術の発信という面でも文化芸術に関するイベントスケジュールをウェブサイトなどで閲覧できるようにし、サイトの閲覧件数を新たな指標にしたいと考えております。これについては来年度に文化のまち推進課で実施したいと考えています。

次に、柱の（５）ですが、修正前は、「誰もが参加しやすいように工夫している事業の実施数」という少しざっくりとした表現であったため、事業のために授乳室の設置をしたり、多言語の対応をしたりと定めたターゲットが参加しやすいようにユニバーサルデザインに考慮した事業の割合としています。

また、同じく（５）の２つ目の指標で「土日祝日の夜間」と記載をしておりますが、仕事が終わってからも参加できるような時間帯に行っている事業の割合というのを追加しております。

各指標の現状値につきましては、先ほど御説明しましたとおり施策調査に基づいた事業の割合と昨年実施した市民意識調査の結果を記載しています。値が現在入っていない2か所(3)と(10)については、現在はその制度や事業が存在しないため、ビジョンに基づく新たな取組として進めてまいります。

次に各指標の目標値ですが、基本的には割合を増やしていくという目標としています。何を基準にして目標値を定めるのかという考え方について、他市の事例も参考にさせていただいていたのですが、特に決まった基準というものがないようなものが多く、また10年度の目標であり、何が正解というものはないと考えています。そのため当課で考えた結果、本市の最上位計画であり来年の令和3年から同じく開始をする第3次総合計画の考え方に基づき検討しました。総合計画において、今後の一番の課題は人口問題であり、資料一番上の表の推移人口を御覧いただきたいのですが、総人口は令和2年の49万858人から令和12年の45万3,193人に大幅に減少すると調査結果が出ています。そして計画上の本市の目標としては、令和12年に48万1,914人に減少をとどめたいとしています。右の子どもの人口においても推移としては、令和12年に4万6,909人になると言われているところを、6万3,048人にするという目標を掲げています。

この数値と関連づけて、人口推移の表の下段、□…総人口と、◆…子どもの数式のところですが、目標人口を推移人口で割っています。総人口は1.063となり、端数を上げて1.1、子どもは1.344となり、1.5としています。

評価指標と式の項目というところをもう一度御覧いただき、ターゲットを定めない内容のものに関して(1)と(6)、□の部分です。こちらは現状値の1.1倍を掛け算した数値を目標としています。そして子どもはもちろん、ユニバーサルデザイン関連や多文化共生・国際交流など、ターゲットを定めるもので◆の(2)、(4)、(5)、(9)の部分は、現状値の1.5倍の数字を本ビジョンにおける10年後の目標としたいと考えております。

人口問題については、やはり子どもに対する施策の充実が最重要であると考えていることから、1.5倍としていますが、同様にターゲットを設定する必要がある項目については、同じく1.5倍を掛け算しております。また、(2)と(7)の◎の部分、市民意識調査に関しては、1年に1%増ということでプラス10%を目標値として定めています。

続きまして、資料2ビジョンの44ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症を含む「災害と文化」について、本市の考えなどを作成しました。この部分については会長と委員からは事前に御意見を頂戴しておりますが、その全てを反映できているわけではございません。また、今回初めて御覧いただくこととなりますので、委員の皆様より御意見をいただき、今後早急に修正を行いたいと考えております。

最後に49ページ以降には資料として、本市文化芸術振興条例、本審議会委員名簿、審議経過を載せております。

大変長くなりましたが、説明は以上となります。

○会長

どうもありがとうございました。それでは早速、御意見を賜りたいと思います。

○委員

前回にも、委員の皆さんからは基本的には東大阪市らしい人権にしっかりと根差したビジョンとなり、大きな方向性としては一致していたのではないかなと思います。細かい点でもっとこうすればいいのではないかなというような意見を述べさせていただいて、それをしっかりくみ取り、反映していただいているのではないかなと基本的にはそのように理解しております。

私が再度修正されたものをざっと拝見して、やはり少し気になった点を幾つかお伝えします。一つは、これは大きな議論になるポイントかと思うのですが、新型コロナウイルスの影響というものを10年間の計画ということで、それも含めて大きなトレンドとして捉え、細かくコロナウイルス対応の話には本文中では触れないという判

断のもとに今回つくっていただいています。ただちょっと気になったのは、文化芸術の施策の一つ一つに対して、細かくここに反映することは必要ないと思うのですが、ただ大きな社会の変化の流れとして、例えば文化芸術そのものの話ではないですが、住むことと働くことの関係性が明らかに変わってきていますよね。そういう実態などを、もう少し反映する必要があるかなと思います。そのことによって多くの人が地域に対して非常に関心を高め、地域の生活の質を上げていきたいという思いが強くなってきているということもあると思います。

それともう一つは、やはり一方で貧困問題というものが深刻になってきているということです。恐らく東大阪市でもかなりの方が生活支援の給付金を受けていらっしゃると思います。この数年で収束すればいいのですが、今後も引きずっていく可能性も大いにあります。そういうことも考えたときに、恐らく市長の冒頭の御挨拶、初めのところでそのことに全く触れられないことはないと思います。細かい文言よりも今言ったような大きな社会のトレンドとしてこういう変化が起きていて、それを広い意味で政策に反映し、受け止めていく必要があることは、理念的な部分で補足してもいいのかなという感じがしました。その際に、例えば東大阪市第3次総合計画の議論においても東大阪市としてどう今後のまちづくりに生かそうとしているかという話はきっと出ていると思いますので、それを受け止めていくということがあっていいのかなということですね。そういうことを少し考える必要があると思いました。

それから、6ページ「文化の主体とその役割」では、市民を個人・団体と企業・事業者で点線に分けています。ここで全てを説明し切れるわけではないので、あくまで例示ということだと思いますが、なかなか悩ましいなど。特に今回このビジョンでは、社会的包摂であったり、それから市民自身が問題解決の担い手になるという文化政策の社会課題解決の力というのをかなり前面に押し出しているのので、ここの書き方にもう少しそういうカラーが反映されてもいいのかなと思います。どう文言修正すればいいか具体的でなくて申し訳ないですが、微修正レベルでもう一度考えてみてもし

いのかなと思います。

次に11ページ、「(6) ゴールデン・スポーツイヤーズ、訪日外国人の増加」はやはり大きなトレンドではこうですが、今まさに直面している事態としては日程や開催方法を変更するなど、結構きつい状況というものもあるので注で追記ぐらいでもいいかもしれませんが、2020年のパンデミックでこういうことが起きてるぐらいのことを書いてもいいのかなと思います。

それから、18ページで本当に細かいことですが、「(5) 生涯学習の充実」の文章で、ここだけ「市民の方」という言葉が2つ出てきて、ほかは大抵「市民」と言われているので合わせたほうが自然だと思います。

20ページ「(7) 文化政策ビジョンに基づく施策調査の実施」はすばらしいと思うんですけども、この一連の実績の記述は、基本的には何々をしましたというやったことを書く方向の中で、ここだけ「確立が求められます。」という言葉で課題を挙げて結んであります。悪いことではなくていいことだと思いますが他との整合性をどう考えるのかなと気になりました。もし、物すごく重要な要素として書くのであれば、後ろの推進のところでも確立に関する言及が必要ではないのかなと、全体のバランスの調整が必要かなと思いました。

それから39ページの訪日外国人数もこれは大きなトレンドではそうだと思うので、ここにあえて2020年のパンデミックということと言えるかどうかというのは、悩ましいですが、これも全体のトーンの中で、最終的に少し調整する必要があるのかなという感じはしています。

一番の課題は、「VI 災害と文化」だと思いますが、災害と芸術文化の話というのは委員がかなり思いをもって主張してくださっていたと思うので、委員の御意見もぜひお聞きしたいなと思っています。その上で改めて、私の意見も言わせていただければなと思います。

○会長

ありがとうございました。今御指摘いただいたことは、パブコメ前にもう一度、委員に目を通していただいてアドバイスをもらってください。根本的な問題でもなさそうですが、きれいにして整えていくという点では大事な話なのでお願いします。

では次の委員、どうぞ。

○委員

改めて読み返して、前回いろんな議論が出る中ですごく丁寧に修正されて、すごく読みやすくなった、見やすくなった、よくなったなという印象を今回受けています。

文化芸術という意味でいくと、コロナ感染者数が増えて第3波と言われている中で映画館の収容人数を制限しているところが通常に戻すという発表がありました。子どもと映画を観に行ったときも、周りの席が空いているという安心感がある中で、通常に戻すとなるとちょっと不安があるなというのは一人の人間として感じます。今後、大勢の方が希望されているものについては、どう進めていくのか本当に大きな課題になっていくのだなと思います。それも考えながら、しっかり芸術の部分は大事にしていく必要があるなと改めて感じたところです。

私としては障害の団体の代表ということで、基本的にはこの内容でいいと思いますが、資料2の10ページ、また資料3の5ページの東大阪市の取組のところ、「バリアフリーへの配慮に努め、子ども、高齢者、障害者の方」とあります。「障害者の方」というのがやはり議論になっているため、「障害のある方」という表現をしたほうがいいのかなと思います。法律上では「障害者」と書かれているので、微妙なところにはなりますが、「の方」としてしまうと僕は障害者の方なのかと感じられる方もいらっしゃるので、「障害のある方」がより丁寧だと感じます。

また、35ページにも記載がありますが、コロナ禍においてピンチがチャンスではないですが、オンライン配信を通じて本当に幅広くいろんな方が文化に触れる機会になるよう期待したいなと、より活動が広がればいいなと感じました。

○会長

ありがとうございます。資料2の10ページに関しては、障害は「害」の字を使っていますが、国の障害者基本法も「害」という字を使っていますね。もし平仮名の「がい」にするとか、別の漢字にするとか東大阪市のスタンダードがあれば。

○事務局

東大阪市では基本的には「害」の字を使っています。

○委員

大阪府が平仮名ですね。

○事務局

そうですね。

○委員

東大阪市でも一度議論があったのですが、法律と同じ「害」の漢字が使われています。ただ「障害者の方」となると。

○副会長

「障害者の方」は被っていますね。

○会長

これは「障害のある方」でいいと思います。ただ、「障害を持つ方」はあかんの。国も障害があるのは、国や社会制度のほうだと承認したので、「障害を持つ方」は障害者本人に対して責任転嫁するということになるので気をつけないといけない話ですよね。東大阪市では障害の「害」を使っていくということで統一しましょう。

では次の委員、どうぞ。

○委員

当審議会での議論や会長のご意見がきめ細かく反映されて多様で広がりがあり、中身の濃い内容になっている印象を受けます。一般にこの種のビジョンは市の名前を消したら、どこのものか分からなくなりがちです。普遍性ととも地域性が非常に大

事なのですが、その点、このビジョンを見ると、ほとんどのページで東大阪市のことがきめ細かく盛られると同時に、SDGsなどにも触れられており、脚注も含めて行き届いた内容です。平成20年策定のビジョンと比べても、中身が歴然とブラッシュアップされており、この間の皆さんの努力に敬意を表します。

災害と文化について前回の審議会で申し上げ、このように取り上げていただくことはすごいことで、よそではなかなかできないことでしょう。ただ、この項目だけ急に論文調になっているのが気掛かりです。他の委員もおっしゃったように、仮に2、3年でコロナが収束したとしても、人々の働き方や地域との関わりが元通りに戻ることはないような気がしますし、財源難ということも絡めてもう少し内容が具体的であればいいなと思います。

最後の推進体制は非常にいいと思います。計画をつくってしまえば行政は一仕事終えた気分ではっとするし、我々の審議会は言いつ放しになりがちです。しかし、こういうPDCAサイクルで審議会としても責任を持ってチェックしていく図式を明確化しているのはいいことです。

もう一つ、このビジョンは結構なボリュームがあります。市民の皆さんにどのようにして読んでいただけるかが難しく、ホームページに掲載しても全部読む人はそうはいないでしょう。できればどこかの段階でA3用紙1枚程度のビジュアルな概念図をつくり、それを審議会に示していただく。そのうえで、ホームページに掲載したり、必要な会合で配ったりして、市民の皆さんに分かりやすく伝えていくことが必要ではないかと思います。

○会長

ありがとうございます。では次の委員、どうぞ。

○委員

前回は申し上げましたけども、字とその間隔、非常に読みやすく、1回でさっと読ませていただくことができました。

自分の学校として推進していくところでいうと、先生たちの指導案づくりの中にも何々をさせるとか、指導上の留意点としてさせるのではなくて、子どもがするという形で書けば、この先生はどんな思いがあるのかなということが指導案から読み取れます。障害のある方や障害者理解など、ともに学び育つということを推進している中で、国語の専門家ではないですが言葉はよりストレートに分かりやすいほうがいいと思っています。

30ページの下から3行目であれば、「豊かな感性が身につく」は「豊かな感性が育まれる」というようにし、私たちも一緒に関わったことで、子どもたちがどんどん育んでいくとしたほうが温かい表現かなと思いました。

それから、私も弱視の子どもを担当したときがあって、目とか、耳と言ったらどきっとするんです。35ページ(4)の下から3行目の右端に「普段あまり目にすることができないような」というのは、できれば「普段あまり触れることができないような」に変更するなどその辺りも御検討いただけたらと思っています。

○会長

目にするいうのも最近は避けるのですか。視力障害者のことを考えると。

○委員

いろんな立場の子がいて、オープンにできる人もいれば、オープンにできてなくて、難聴の傾向があるなど先生の投げかけ一つで保護者の信頼を得ることができます。コロナ禍の子どもたちの人権感覚でいえば、誰かが咳をするとコロナちゃうかという言葉が飛び交うので、その辺りについては即座にかみ砕いて話をする先生と気づかないまま進めている先生がいて、私たちも気をつけないといけない毎日です。教育的なことからの意見なので、また総合判断していただいでできるだけ分かりやすくしていただければ。

○会長

目にする、手に入れる、耳になじむとか、そういう類いのことは避けたほうがよ

いとかういうことですね。つまり身体障害者、特に肢体不自由関係とか、視力障害、聴力障害、それから吃音障害かな、何かに触れるような言葉はできるだけ使わないということですね。

○委員

そうですね。

○会長

そうすると担うというのはどうですか。行政は担うという言葉は背中に背負うとかイメージでよく使いますね。

○委員

そうなんです。

○副会長

無意識に使っていますね。

○委員

例えば、私は委員会で指導主事をさせてもらったときに、先生たちの会合の挨拶で「今日は雨の中、お忙しい中ありがとうございます。」はいいけれど、「足元悪い中」って言わないでくださいねと言われて、そのことが全て自分で考えるきっかけにはなりました。

○会長

よく言いますね。それについては一度点検しましょう。

○事務局

分かりました。

○副会長

文章のユニバーサル化ですね。

○会長

そうですね。大変ありがたい御指摘で、私も他で人事委員をしている関係上、職

員採用のパンフレットを見ることがあって、今おっしゃっているような何々を目にする、手に入れる、耳にする、担うという箇所がやっぱり見受けられます。

○副会長

担うは力のある人じゃないとできないですね。

○会長

あれっということになるからきちんと見てみましょう。では次の委員、どうぞ。

○委員

修正していただき、言葉の使い方とかもすごくきれいになってすばらしいなと思いました。それから大変読みやすく、文化芸術の専門性がなかったとしても読んで理解ができ分かりやすいビジョンになって、本当に皆様の御苦勞に頭が下がっています。

私は特に介護を必要とされる高齢者や子どもに関わるお仕事をさせていただいているので、特にその部分を気にかけて見ると、0歳から就学前の子どもさんや子育て中のお母さんへの配慮ということでそのような文言を入れていただいて、いろんな方が文化芸術を享受できるという市にしていきたいことが手に取るように分かりました。高齢者については、65歳以上の方ですが、元気な高齢者と介護を必要とされる高齢者は全くカテゴリーが違うと思うのです。高齢者がひとくくりになっているのは、他意があるわけではないのはよく分かっていますし、そこに「高齢者（介護を必要とされる高齢者）」と書くことが差別につながるかもしれないし、かといって障害者ということでもないのでこの辺りが少し気になったという感想です。

それから私ごとですが、先日2日間、文化創造館の小ホールを会社としてお借りしました。職員の方も非常に親切にしてくださり、遅い時間の22時まで開けていただけてるんですね。今までお借りしていたところだと早々に撤収しなくてはいけないなど本当にとっても使いにくかったのですが、文化創造館はとっても使いやすいので早速来年の予約もして帰りましょうか、次回は3日間借りましょうかと思いました。

やはり働く人にとってみたら、時間も非常に重要なのでそこにも配慮をした書き方もしていただき、うれしいなと思います。

それから29ページ、上のテーマのは「まちの誇り」づくりなんですけど、文章中は「まちの誇りづくり」となっていて、意図してやってらっしゃるのかもしれませんが気がなったのでお伝えしました。

最後なんですけれども、私は東大阪で生まれ育って、お仕事もさせていただいている東大阪が大好きな人です。東大阪をよくしていきたいと思っていて、いろんな角度から様々なところで関わりたいと思っています。そんな中で文化芸術とかということころも、東大阪を活性化させていく非常に大きなパーツだと思っています。私の勉強不足もあるとは思いますが、この審議会に関わっていなければ、こんなすばらしいビジョンがあるとか、このようにみんなが一生懸命に考えてやっておられるということには知りませんでした。今回こんなにすばらしいビジョンができますので、委員からもお話がありましたが、何らかの形で広く周知していくにはどうしたらいいのかなと思った次第です。

○会長

ありがとうございます。29ページの扱いについてはどうですか。

○事務局

上の記載が正しいため、すぐに訂正させていただきます。申し訳ございません。

○会長

「まちの誇り」でかぎ括弧を閉じるということですね。

では次の委員、どうぞ。

○委員

皆様の御意見同様、本当にこの修正案がより細かく読みやすくなってすばらしいなと思います。すごくありがたく思ってます。

委員がおっしゃったように、こんなに立派な東大阪市の文化政策ビジョンを、ぜ

ひ市民の方にもっと分かりやすい形でお伝えしたいという思いがすごくあります。私もA3、1枚にして、市民の方がアクセスしやすい形にするということは、とても重要なことだと思うので、ぜひやっていただきたいなと思います。

私は近大に勤めていまして、文化創造館まで徒歩15分か20分ぐらいのところにあります。近大の先生も、ここの委員に名を連ねて積極的に関わっていらっしゃるのには聞いているのですが、一過性ではなく定期的に4つの大学をもっともっと活用していただければなというのが正直なところではあります。私が所属する文芸学部文化デザイン学科というところは、まさに芸術文化の力で社会的課題を解決するために創設された学科です。こちらにも努力不足ではあります。文化創造館や鴻池新田会館など、ぜひもっと深く大学との関わりを持っていただけたらなと思います。以前、市民美術センターで一度講演をさせていただいたことがあるのですが、駅が人でいっぱいだったので講演にたくさんの方が来ていただけるのかと思いましたが、全員花園ラグビー場に行かれました。市民美術センターは、私のホスピタルアートの講演そのものが陳腐なものだったせいか、何とか10人弱の方に集まっていたという感じでした。このすばらしいビジョンと実際に行われていることの温度差を、実際にその現場に行くと痛感して、何かちょっとより一層寂しい思いがします。

それと先ほどからもお話が出てるようにコロナ禍で、東大阪市でも経済的に困窮されてる方がいらっしゃると思うので、母子家庭の子どもたちや様々な人たちに向けて文化芸術をよりアクセスしやすいようなことを、こんなに立派な文化創造館があるので考えていただけたらなと思います。そのようなことであればアーティストはすごく人がいいので、無料でも駆けつけてやらせてもらいたいという人はいっぱいいると思いますので、ぜひそのようなことも考えていただきたいなと思います。

○会長

今の内容はこの計画の中でどこかで担保できますか。後ほど考えましょう。

では次の委員、どうぞ。

○委員

東大阪市が文化のまちということを第3次総合計画で嫌と言うほど伝えた結果、ようやくそれが取り入れられたということで、うれしく思っております。また、ビジョンには初めて文化連盟のことも書いていただきまして、ありがとうございます。

15ページに文化複合施設の記載があると思うのですが、この辺りはこのままの記載で進めるのですか。

それから、29ページに「文化芸術を支える人材の育成」とありますが、これはもう10年以上前から言っていて、今までそのままほったらかしになってると思うんですが、ただ書くだけではなかなか前に進まないと思いますので、書き方としてはこれしかないと思いますが、この辺りもちょっと考えていただきたいと思います。

そういうところぐらいで全体的には見やすいし、小さい字で見にくい資料もこのくらい大きくしていただければ言うことないかなと思っています。

○会長

ありがとうございます。では次の委員、どうぞ。

○委員

市民の一人として、この審議会に出していただいて、初めてこういうビジョンへの取組があるというのを知りました。とてもいい取組だと思いますし、市民の皆さんが取り残されずにこういった恩恵を受けられるようになればいいなというのはとても感じます。先ほど委員がおっしゃった市民美術センターでの講演ですが、私そのときの10人の中の一人でした。とてもお話がよくて、聴講者が少ないのがもったいないなと思いながらお話を聞いていました。やはり情報の発信方法というか、皆さんに知っていただくということはとても難しいことだと思います。高齢になればインターネットを使う人は少数ですし、テレビから入るのが情報です。今は町会の活動も止まっています、市政だよりを配るとか、回覧板を回すとか、それぐらいの取組しかできていません。これらのビジョンが出来上がった頃にもう少し活動ができれば、より多くの

方に知ってもらいたいと思いますし、文化創造館をはじめとするいろいろな施設を通じて皆さんが情報を受け取りその恩恵を受けてほしいと思います。

○会長

ありがとうございます。御意見いただきましたけれども、追加発言の御希望はありますか。

○委員

災害と文化のところで、一つは、今も町会の活動が止まっているというお話をされていましたが、地域や施設の活動がかなり止まっているというのは、このコロナに関して物すごく大きな問題として浮上してきています。44ページのコロナの影響について現在言及されてるところでは、どちらかというところでは、ホールでやるような事業とかをイメージされて書かれてると思います。それだけではなくて、やはり東大阪の特徴である地域の文化性みたいなものが滞ってしまっている、どうしても活動を見合わせざるを得ない状況になっています。お祭り等も縮小するというようなことも恐らく起きていると思いますので、そのような影響もちょっと触れたほうが東大阪市の特徴とうまく合致していくのかなという気がします。

全体的に共通しますが、文化芸術を通して人と触れることができないというような社会関係の断絶みたいなものが頻発してしまっていて、それが心の病にもつながっていく、そういう意味での二次被害というのが起きてると思います。人が健康でいられるためにはどういう環境が必要か、芸術文化がどれほど大きな意味を持ってるかということが、改めて認識されてるというような文脈をもう少し強化されてもいいのかなと思ったところです。

それから45ページの上で、コロナに限らず、風水害、地震などの大規模な災害では、文化芸術活動の中断が余儀なくされ、中止であったり二次的な被害も受けるという内容が書かれています。ここでもう一つ、物理的被害に関連するんですが、文化財や風景の破壊というのが起きるわけですね。これが物すごく大きな問題で、その

ことによって人々がまちに対して持っているアイデンティティが崩壊して、心に非常に大きな傷を受けるということは、東日本大震災においても大きな問題として現れています。もちろんそっくりそのまままちを元に戻すというわけではありませんが、そのような傷が生じるということに対して、文化芸術がその傷を癒やすことに貢献できるという意味合いも少し加味していただければと思います。東大阪市は非常に特徴的な文化財や風景をお持ちなので、その辺りも上から次の段落にかけて文脈をつなぐなかで少し触れておかれたらいいのかなと思いました。

○会長

今おっしゃったことも含めて、最終的な加筆修正は助けてください。

○委員

皆さんの話を聞きながらふと思い出したんですけども、私が関わりを持っているイギリスのArt sales and Well-beingの人たちが、ひきこもりの青少年たちにアーティストを加えて演劇をさせるというような取組をしていたなど。

○会長

リーズのウェスト・ヨークシャー・プレイハウスの。

○委員

ちょっと名前は忘れてしまったのですが、そのような取組をしています。

○会長

イギリスのアーツ・カウンシルはやってますよね。

○委員

そういう取組はすばらしいなと思いますし、コロナ禍でまさにみんながひきこもっているような状態を打破するには、今まさに芸術文化の威力を発揮すべきじゃないかなというのを心から思います。東大阪市からそのような取組みをしていけば、すごく注目を浴びるのではないかなという感じがしました。

○副会長

本当に今日はいい御意見をいただいたと思います。細かい点を言いますと13ページ、「時代につなぐ」という部分、これは次の時代かなと思います。

○会長

次の代ですね。

○副会長

そうですね。次に、15ページの施設名は全部かぎ括弧ついてますが、真ん中辺の新たにできる市民多目的センターは、これ何もかぎ括弧ないですね。固有の施設であれば、ほかの施設と同じようにかぎ括弧でくくるのがいいかなと思います。他の細かい点については、後ほど事務局に直接お伝えします。

次に、災害と文化のところです。今回直面してるのはコロナですが、そういう大災害、あるいは感染流行があった後の我々の生活がどう変わるのかというところについて、東大阪市としてどう捉えてどう対応するのかということは、私は非常に大事なことだと思います。ドイツ政府は、このようなコロナ禍であっても文化を最優先するときちゃんと明言されました。東大阪市もこの災害と文化についての章を取り上げていただいているのですが、最後のほうでは文化は価値があるのでビジョンに基づいて取り組んでまいりますとなっています。今後、災害後の人々の生活という、貧困の問題やリモート、ひきこもりなど様々な問題が出てくると思うので、東大阪市はそれを乗り越えて、文化の視点や文化に対する施策というのを重視しますということを最後の辺りで強調してもらえたらなと思います。

委員の皆さんからもありましたが、できるだけこれを多くの市民の方に、特に大学生や研究をしている人には知ってもらって、検討してもらおうという意味でもパブリックコメントにおいて幅広い方々からコメントを頂ける機会にさせていただけたらなと思います。

○委員

資料3の最後のページに評価指標の考え方があって、これが非常によくできています。前提の考え方の中には人口減少が触れられていますが、これはあくまでも隠れたものとしてビジョン本編にはこの情報は記述しないわけですか。

○事務局

現状まず御説明するに当たって分かりやすいものが必要だと考え、このように提示してもらいましたが御意見として、こういうのを出すべきだというのであれば。

○委員

日本は、世界史上類を見ないといわれるスピードで高齢化と人口減少が進む大クライシスに直面しています。この少子高齢化を抜きにしては何も考えられないでしょうし、市総合計画ではいろいろ触れられることでしょう。加えて、本ビジョンでも、文化との関連が重大な問題であるという視点から、言及されたらどうかというのが私の意見です。

感想を述べます。本ビジョンに司馬遼太郎記念館が登場していますが、司馬先生はかつて大阪府の文化振興ビジョンづくりに大きな役割を果たされた方です。大阪が「文化不毛の地」とか言われた1970年代後半から80年代にかけて、大阪府は文化問題懇話会を立ち上げて、梅棹忠夫さんや上田篤さん、吉田光邦さん、田辺聖子さんといったビックネームの方々を集め、その中に東大阪市民の司馬先生もおられた。懇話会提言のポイントは、「文化は私ごとじゃなくて公の領域で考えるべきである」「文化政策は、都市魅力の創造、都市政策の視点が必須」の2点だったと私は理解しています。

文化振興にはハコ（施設）が必要というのも懇話会提言の柱にありました。ここ東大阪市で、こういうもの（文化創造館）ができたことをどう思われるのかについて、司馬先生がご存命であれば一度聞いてみたいものです。

そのように、いろいろな方々の文化への思いも考慮しながら、市として情報を発

信していく形になっていけばなおいいな、というのが感想です。

○会長

今までいただいた御意見は、記録してくださっているとは思いますがそのうち手を入れたほうがいいなと思うようなところについては順次入れるような作業をしてください。

それと委員から大学の位置付けをどうするかという御提起がありました。団体の中に私は入っていると解釈しているのですが、皆さんに御議論いただきたいです。東大阪の中には大学がたくさんあります。副会長が所属しておられる大阪商業大学、近畿大学、東大阪大学、大阪樟蔭女子大学。物すごいたくさん大学資源を、団体ということそのまま溶かし込んでまわすということでもいいのか、もし書き込むとするならば、各団体の役割のところには何かもうちょっと1行か、2行付け加えたほうがいいのかもしれないと思います。

それと留意点ですが、今お話があった評価指標の考え方については本編の注のところにも入れてしまってはどうですか。思いつきで指標をつくっているのではありません、計数の元にやっている科学的な指標ですというのは非常によいと思います。

○副会長

数値目標というのは一つの指標であって、いわゆるアウトカムですね。つまり数値以外の部分の評価をどうするのかというのはどこかで触れておかないと、その数字だけ達成すればいいということになるので、ぜひこの委員会の基本的な姿勢であるアウトカム、質的な評価もきちんと担保していくということをお願いします。

○会長

補強して意見を述べますと、皆さんと意見を共有したいのですが、東大阪におかれては、現在個別の事業ごとに事業カードというのを完成してもらっています。1事業につき1カードにして、この事業の狙いや目標などを書く形式になっています。そこにはいわゆるアウトカムも出てくると理解しますが、これは大変困難な作業を踏ま

えて今日まで全事業を完成しています。だからその背景があるということは御理解いただきたいです。

今年は、事業カードの様式の対象とターゲットについてを明確にするため、一部修正しました。例えば小学校の低学年の子どもを対象で、大人が行ったらいけないのかという質問に対して、大人の人も来てもらって構いませんとなると全市民対象になりますよね。そうするとターゲッティングが消えてしまう。だからターゲッティングと対象とを分けてもらったということです。それからアウトカムもきちんと出すという訓練をしようということで、これも随分くせつけてもらいました。現況は切断されていると思われると話が通じなくなるので、よろしくお願いしますね。

ちょっと余談ですが、先々週、他県でホールの研修をさせていただきました。そのホールに中学生や高校生の学生がぞろぞろたむろしているんですね。何してるのこの子らといったら、みんな思い思いのところに座って本を読んだり、受験勉強をしていました。別にその受験勉強している子を追い出したりはしないんですね。ここは、このまちの中学生や高校生のたまり場なんですというお話で、これすごいなと、こういうホールがいいよなと思ったんですね。そのとき思い出したのが親友が館長をやっている他県の施設です。その友人が、ある高校がどうたらこうたら言うので何かなと思ったら、その高校は不登校の学生がめちゃくちゃ多かったんですよ。だから学校と協定を結んで不登校の学生は、施設に遊びに来い、みんなで相手してあげると言って演劇の練習をさせたんです。そうしたら子どもたちは自分でない人を演じられるから大喜びで、例えば悪いことをする人の役をすとなればやってみたかったと言っているいきいきしてやるそうです。そういうことをしながら社会性を回復して、学校に行ってもいいかなと思って元気に行くと、その施設はそういう施設になっています。

先ほどもお話があったイギリスのリーズにあるウェスト・ヨークシャー・プレイハウスが原型です。これはイギリスのいわゆるアーツカウンシルと地元の当局と教育委員会とが手を結んでやっています。何をしているかということ、犯罪で逮捕された子

や学校に行くのが嫌になった子、早期に墮胎をして傷ついている女の子などみんな引き取っています。そういう子どもたちは、演劇を通じて社会復帰させていくというプログラムを持っているんです。そういう施設であるべきだと言っているんです。

そこでもうちょっと記述を強化するのがいいのかなと思うのは、8ページの劇場、音楽堂等の活性化に関する法律のところですか。最後に教育機関との連携強化に努めることなどが規定されていることの記載があって、本法の15条の内容です。文部科学大臣の大臣告示、いわゆる運用指針では、実は教育機関のほかに、福祉施設、医療機関等との連携を図るべきと書いてあるのでそれらについても記述するのがいいと思います。そうすると次の文化芸術基本法の年齢や障害の有無、経済的な状況とかいうのにつながってくると思います。

だから例えば東大阪市文化創造館でも、そういう教育プログラムを開発する余地があるかもしれない。あるいはPFI計画の年次計画書の中に近隣の学校の困っている課題と対応する芸術プログラムの開発研究実施とかいうことを、そろそろ入れるべきかもしれないと思っています。暇と金と体力と家族に恵まれた人ばかりがお楽しみになるような事業からは、がっばりお金を取ってください。ここでもうけた金を、そういう社会開発事業に回すという思想を持ってほしい、そのためにPFI事業者はどんな知恵を出せるのですかということですね。

それから財団に対しては、むしろ東大阪市内の芸術家、芸術団体、学校、市民、ボランティアなどとネットワークができて、しかもそういう人たちの人的ネットワークはきちっと資産として持っている団体として、比較優位性を持った団体として成長していくということを期待すべきじゃないのか、職員の天下り団体ではないはずで。そういう意味では物すごく苦勞しているし、経営している、努力していると、私は思います。それをいかに市民の財産としてうまく発達させるかという政策が要ると思います。本当はこの基本計画の中でそこまで触れるべきではないかと悩みましたが、それはちょっと行き過ぎかなと避けているわけです。避けているけど、市内の団体の

中に入っていること、ただ行政の責任の非常に重たい仲間である、団体であることは事実なので、その辺りについてはいずれその方向性をはっきりさせる時期がくるとは思います。

○副会長

P F I の件で思い出したのですが、資料3の9ページ、花園中央公園エリアの話のところですか。花園ラグビー場、児童文化スポーツセンター、市民美術センターについて、指定管理者を同一にするとだけ書いてあります。単に一つ一つの施設の指定管理を同一にただけではなくて、この花園中央公園全体を一括するのが目的や趣旨だと思えます。全然ここのどの施設にも行かない人でも、このエリアに入ってきたら快適に過ごせるようなことも考慮しないとイケない。そういう指定管理者を選んだつもりなので、市としてはそういう目で今後フォローしていかないとだめなわけですよ。表記としてはこういうセンターを含めた花園中央公園全体の運営を一括管理する、またどのように行っていきますなど、表現を変えていただいたらなと思えます。

○会長

この一体管理をP F I に任せる利点は、コストダウンではあると思えますが、マイナス点とすれば専門性が育たない。例えば、児童文化スポーツセンターは、スポーツを別としてもきちんとした児童文化に関する専門家の配置が必要だと思うし、市民美術センターは、キュレーションができるような学芸員が必要ではないのかと思えます。それがこの一体管理するP F I 事業者が全部措置できるのかなというのが気になりますね。今さら言っても仕方ないですが。

○副会長

行政のチェックとフォローですね。

○会長

はい。チェックシステムは、必ず文化政策ビジョンに沿って流れているのかというところを見ていただきたいと思えます。それはそれで、仕様書には書いていませんと

P F I 事業者が言うとするれば、年次ごとにもう一度それを修正して計画を練り直す、契約を練り直すという作業をしてもらいたいです。

それと P F I 事業者も指定管理者も含めて文化政策とはいかなるものか、人権とはいかなるものか、都市活性化とはいかなるものかということの研修を受けることを義務付けていただきたいです。当然その費用は指定管理者の団体が負担するのか、あるいは行政が負担するのかということの話し合いもしておかないといけませんね。その予算の交通整理もお願いしておきます。

東大阪がそうだというわけではなくて、他のまちの状況を見ていると、新しい文化施設をつくる際、文化振興担当課が全然関わりなく勝手に進んでいる事例も時々あります。とんでもない話です。私の経験でも、できてしまってから引き渡されて押しつけられるという話が2、3個あったので、東大阪はそうでないようにしていただきたいです。他市もそうなりかかっていたので途中で止めていました。基本計画に沿った形の新しい施設の建設オープンであるはずなのに、なぜ審議会で報告がないのですかと言ったのです。審議会はお飾りなんですみたいな態度を丸出しというのは通りません。審議会への説明責任があるので、もしそうしないのであれば議会に対して私は話しに行きますと言いました。ということですので、P F I 事業者にはもうける事業はお任せしますが、社会公益型の事業はきちんとこの文化政策ビジョンに沿ったものを開発するように言うてください。以上です。

(2) 第5期文化芸術審議会委員の任期延長について

○会長

それでは、最後に第5期の文化芸術審議会委員の任期延長について、事務局からご相談がありましたので、議題に入れておくようにと指示をしておきました。まず事務局さんから委員の皆様にご説明いただけますでしょうか。

○事務局

このたび、第5期委員の皆様には任期の延長をお願いしたいと思っております。現在の任期は、平成30年11月26日から令和2年11月25日の2年間となっておりますが、今年度の3月31日まで第5期委員を務めていただきたいと思いますと考えております。

皆様御存じのとおり、現在は第3次文化政策ビジョン策定に関して進めており、本来の任期であれば、次期の第6期委員の皆様にはビジョンの最終承認を行っていただくこととなります。現時点まで、第5期委員の皆様には長期にわたり貴重な御意見をたくさん頂戴し、大変ありがたく思っており、当課としましても改定まで見届けていただきたいと思いますと考えております。そのことから、本日お配りしております審議会規則の最後ページの裏面にございます、第9条「審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮る」という規定を適用し、任期の延長についてお願いをさせていただきたい次第でございます。説明は以上となります。

○会長

ありがとうございます。それでは今事務局さんからの御提起のとおりということで、皆様御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは任期延長ということでは承いたしました。

今日の議題は以上で終了します。ありがとうございました。

—了—